

不燃性または防火性建造物のEIFS(外断熱仕上げシステム)における、PVCベース(ビニール製)のトリム・アクセサリー(回り縁)の使用について

EIFSでのビニール製のトリム・アクセサリーの使用について、EIMAでは、数多くのお問い合わせをいただいております。システムの推奨施工方法については、最終的には、各EIFSメーカーが決めるべき問題ですが、しかし、不燃性または防火性建造物において、ビニール製トリム・アクセサリーを指定し、あるいは施工する場合には、次の条件を考慮しなければなりません。

1. ビニール製トリム・アクセサリーを不燃性または防火性建造物に用いようとする際に、そのビニール製トリム・アクセサリーについて、その最終用途の構成における実規模火災試験が行なわれているか？
2. ビニール製トリム・アクセサリーが用いられた場合に、NFPA285 (ISMA 26-9)、UBC 26-4、または UBC 17-6などの標準規格に従って、そのシステムの性能が損なわれることが無いことを示す試験データを、EIFSメーカーが持っているか？

上記のような質問に対応することが重要です。そして、試験データが存在する場合には、試験されたアセンブリ(組立品)と、現場での施工が、同等でなければなりません。EPS(発泡性ポリスチレン)にバックラッピングあるいはエッジラッピングを行うことで、システムが火災に遭った場合にも、EIFS層の完全性が維持されることが、実規模火災試験によって証明されています。試験済みの壁アセンブリが、首尾よく、その性能を発揮するには、このようなコンテインメント(封じ込め)が重要です。

ビニール製トリム・アクセサリーを用いた自社システムについて、火災試験を行なった複数のEIFSメーカーの例から分かったことは、通常は、ビニール製トリム・アクセサリーに断熱ボードをはめ込む前に、EPSに強化メッシュとベースコートでバックラッピングを施します(詳細図1を参照)。あるいは、詳細図2のように、ミネラルウールなどの製品をビニール製トリム・アクセサリー内に入れ、その上にESPを挿入するよう求めるメーカーもあります。

不燃性あるいは防火性建造物として設計されたプロジェクトにEIFSを施工する際に、壁面開口部の上枠や水平終端部(エキスパンション・ジョイント/コントロール・ジョイント)などの開口部/終端部でEIFSを終端させるために、露出したビニール製トリム・アクセサリーを用いるべきでないというのが、EIMAの見解です。ただし、その構成が、しかるべき火災試験に合格している場合は、この限りではありません。EIMAが、露出したビニール製トリム・アクセサリーを推奨するのは、可燃性建造物として設計されたプロジェクトか、あるいは、不燃性建造物の壁のベース部分(勾配で最大8インチ(約20cm)まで)においてのみです。

2005年4月1日

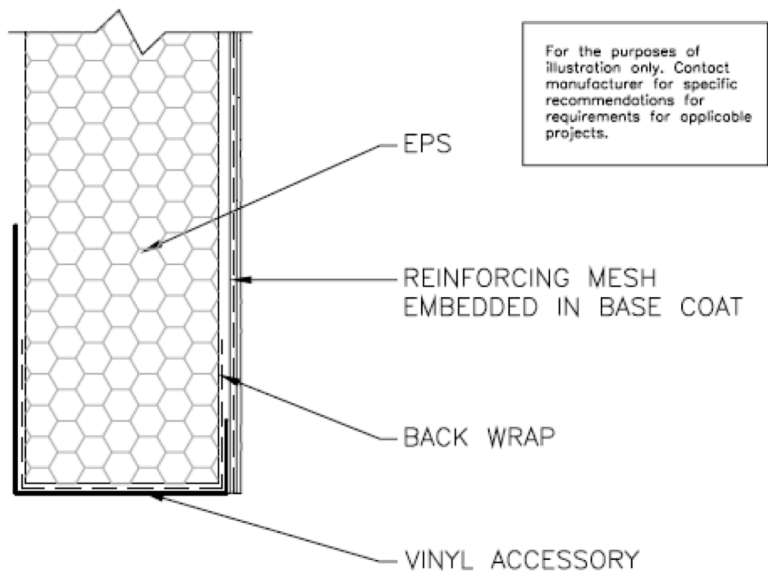


ILLUSTRATION 1

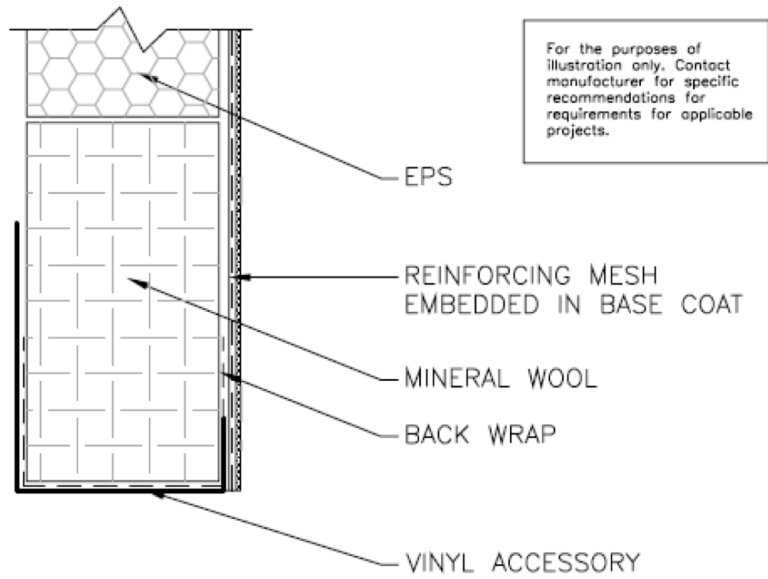


ILLUSTRATION 2

2005年4月1日